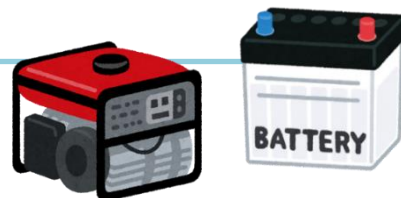


佐賀県在宅人工呼吸器使用者等非常用電源整備費給付事業 (命の72時間事業)のご案内

給付を希望される方は、用具を購入する前に、ご相談ください。

在宅(入院中でも在宅に移行する見込みがある場合を含む)で人工呼吸器等を使用している方に対し、災害時など非常時の備えとして購入する人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリー等の購入費の一部を給付します。

事業の概要



対象者

- (1)小児慢性特定疾病医療受給者証または特定医療費(指定難病)受給者証における人工呼吸器等装着認定(人工呼吸器の使用に限る。)を受けている者のうち、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者
- (2)身体障害等により非常用電源の必要性が(1)に相当すると医師から判断された者のうち、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者
- (3)気管切開により、生命維持のため医療機器を日常的に使用しており、災害時等に状態を維持するため非常用電源を必要とする者

対象用具:人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリー等

給付上限額:20万円(購入費が20万円以下の場合、自己負担なし)

申請書類:

- ☐ 県内に居住していることが確認できる書類
 - ☐ 用具取扱業者が作成した見積書
 - ☐ 用具の概要を明らかにする書類(仕様書等)
 - ☐ 上記対象者[(1)~(3)のいずれかに該当すること]が確認できる書類
- *受給者証・医療意見書、訪問看護指示書等で代用できる場合があります。

申請窓口:佐賀県内各保健福祉事務所

事業要綱及び申請についてはこちら→
(佐賀県ホームページへ遷移します)



命の72時間とは・・・

災害時、一般的に「3日間(72時間)を過ぎると生存率が著しく低下する」と言われ、被災地での人命救助では72時間以内の救助を目指されています。この事業は、在宅で医療機器を使用している方に、『命の72時間』に備えた準備を支援するものです。

申請の流れ

- 購入したい用具を決める。購入希望の用具を決定後、購入前に命の72時間事業の申請をしたい旨、**管轄の保健福祉事務所にご連絡ください。**
- 用具取扱業者へ連絡する。
 - ・見積りをお願いをする。
 - ・「佐賀県命の72時間事業で購入したいこと」、「佐賀県からの助成が決定してから支払いの手続きになること」を伝える。
 - ・支払い方法の確認をする。
 - 【方法1】申請者が用具購入総額を全額負担し、後で佐賀県から口座に振り込まれる方法(償還払い)
 - 【方法2】申請者を通さず、佐賀県から直接、用具取扱業者に振り込む方法(代理受領請求)

申請(1): 保健福祉事務所に来所をお願いします。

【必要書類】

- 給付申請書(様式第1号の1)
- 県内に住所を有することが確認できる書類 (受給者証・住民票の写し等)
- 見積書(原本)
- 仕様書(パンフレット等)
- 給付対象者であることが確認できる書類
(受給者証・医療意見書、訪問看護指示書、様式第1号の2 等)(コピー可)

- 県で、給付決定/却下の審査を行います。決定後に保健福祉事務所からご連絡します。

- (給付決定後)用具取扱業者へ連絡する。
 - ・用具を購入したいことを伝える。
 - ・用具購入・納品時に、「領収書」と「納品書」の作成をお願いする。

申請(2): 請求

(償還払いの場合) 保健福祉事務所に来所をお願いします。

(代理受領の場合) 必要書類を用具取扱業者へ引き渡し、業者より県へ請求されます。

必要書類は、給付決定通知に同封する「今後の手続きについて」にてご案内します。

- 請求受付後、県から指定口座へ給付決定額を振込みます。

お問い合わせ先：佐賀県内 各保健福祉事務所
右記二次元コードよりご覧ください。(佐賀県ホームページへ遷移します。)

